

相模原市農業委員会第13回会議議事録

開 会 日 時 令和8年3月30日 午後1時39分

閉 会 日 時 令和8年3月30日 午後2時48分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	⑰	檜島 真
4	黒木 竜郎	⑪	芥藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	⑭	岸 義之		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (4番黒木竜郎委員)

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席15番

議席10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第68号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第69号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第70号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第71号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
8	議案第72号	令和9年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
9	議案第73号	相模原市特定事業主行動計画（相模原市職員のためのワーク・ライフ・バランス推進プラン）の策定について
10	議案第74号	相模原市農業委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
11	議案第75号	相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程について
12	議案第76号	事務局職員の任免について
13	報告第74号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
14	報告第75号	農地所有適格法人の報告について
15	報告第76号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
16	報告第77号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
17	報告第78号	非農地証明書の発行について
18	報告第79号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
19	報告第80号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
20	報告第81号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第13回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、4番黒木竜郎委員から欠席の旨、通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、10番菱山喜章委員、15番高橋三行委員を御指名いたします。

傍聴希望者はありませんので、引き続き、続けていきます。

それでは、日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告をいたさせます。

事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和8年2月27日から令和8年3月29日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

3月18日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和8年度事業計画収支予算、令和7年度補正予算の承認ほかでございます。

同日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告4件となっております。

続きまして、市関係でございます。

2月27日、農業委員会第12回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

3月12日に本庁地区、3月13日に津久井地区の農地利用最適化推進委員連絡会地区部会を行いまして、12日は農業委員10名、農地利用最適化推進委員9名、13日は農業委員5名、農地利用最適化推進委員9名が出席しております。内容につきましては、令和7年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における聞き取り調査の進捗状況についてほかでございます。

3月19日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、その他でございます。

2月28日、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員5名、農地利用最適化推進委員5名が出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆のみそ造りでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続きまして、日程2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」、日程3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」を一括して行います。

事務局に報告をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、3月12日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を御報告申し上げます。別途配付いたしております報告資料を御覧いただきたいと存じます。

議題（2）につきまして、税の創設について、今回提出するべきか、じっくりと議論をすべきかといった意見がありました。また、守るべき対象についても、農地であるのか、後継者や担い手であるのか、意見が交わされました。

議題（3）について、方針を定めたことによるインターネット接続の影響について意見がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、3月13日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を御報告申し上げます。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（2）について、新たな税の創設に関する議論の必要性について意見がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、以上で、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第68号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-23から3-26及び3-1015は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和8年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから3ページを御覧ください。

收受番号3-23は、相模原市中央区に住む譲受人が、相模原市南区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区上溝の畑、1筆1,442㎡です。今後の作付は、柿、キウイ、ブドウの苗木など果樹を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地6筆3,388.55㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が360日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-24は、横浜市港北区に所在する農地所有適格法人である譲受人が、相模原市南区、中央区及び市外に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区下溝の畑、1筆1,139㎡です。今後の作付は、飼料作物や露地野菜などを栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地5筆6,765㎡は適切に管理されております。役員1人以上の農作業常時従事要件については、代表取締役が156日で、農地所有適格法人の要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-25及び3-26は、相模原市中央区に住む譲受人が、相模原市中央区及び印西市に住む譲渡人が所有する農地について、親族間の財産整理のため、所有権移転を受けるための申請です。譲受人は譲渡人の兄に当たります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の畑で、214㎡と102㎡の2筆です。今後の作付は、3-25で栗、3-26でミカンを栽培する予定です。審査基準

につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地1筆493㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が210日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件について御説明いたします。

收受番号3-1015は、相模原市緑区佐野川に住む譲受人が、相模原市緑区小淵に住む譲渡人の農地について、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、佐野川の畑、1筆247㎡です。今後の作付は、露地野菜及びタケノコを栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件につきましては、経営農地1筆294㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上につきましては、譲受人が150日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、各地区担当委員さんに現地調査に行っていたいております。説明や御意見を伺いたいと思います。

收受番号3-23について、中央区担当、鈴木輝彦委員、お願いいたします。

9番（鈴木委員）

3月9日に推進委員と見に行ってきました。スクリーンを見てもらうと分かりますが、果樹などが植わっていて、雑草が生やされているということではなく、管理されているという感じでした。今回、購入される方は、今回の案件の隣の畑も借りてブドウなどもやられるということなので、適正に管理されていますし、続けて隣でやられるということなので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号3-24について、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

13番（志村委員）

3月22日に中島推進委員と現地調査に行っていました。この場所は相陽台ホーム南側でして、今年の7月にも3条の申請で許可された法人です。引き続き、また3条ということで、境界も確認できましたし、特に問題はないと思います。よろしく御審議をお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号3-25、26について、中央区担当、木下賢一委員、お願いいたします。

12番（木下委員）

3月6日に農業委員会事務局の担当者と現地視察に行ってきたして、親族間の財産整理ということで、境界等、明確になっておりましたので、問題ないと思います。御審議よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きますして、収受番号3-1015について、藤野地区担当、檜島真委員、お願いいたします。

17番（檜島委員）

図面とスライドを見ていただければ分かると思いますが、申請地の真横が譲受人の自宅です。以前から畑を使わせてもらっていたようで、斜面の部分は竹が生えており、タケノコ栽培という形になっております。問題はないと思います。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

御発言ございませんか。

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第68号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第69号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-7から4-9は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページから6ページを御覧ください。

收受番号4-7は、申請人が所有する田名の農地、2筆755㎡を資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、造園業を営んでおり、自己住宅建て替えに伴い、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、東側に鋼板単管パイプを設置し、北側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名新宿公園の南西約220mです。

続きまして、收受番号4-8は、申請人が所有する大島の農地2筆、1,402㎡を貸資材置場及び貸駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、貸資材置場及び貸駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、万能鋼板横1段またはブロック2段積み及びネットフェンスを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は中の郷ふれあい公園の南西約190mです。

続きまして、收受番号4-9は、申請人が所有する磯部の農地1筆、842㎡を貸資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、貸資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、万能鋼板横1段を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の北約50mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんには、過日、現地調査に行っていたいております。補足説明や御意見を伺いたいと思います。

收受番号4-7について、中央区担当、木下賢一委員、お願いいたします。

12番（木下委員）

3月18日に、推進委員の井上さんと現地調査へ行ってきました。造園業の方ということで、区画もしっかりしておりまして、土留め等大丈夫だと思います。この写真には写っていないのですが、東側にごみ置場があり、それは移動するようになると思いますが、特に問題はないと思いますので、御審議をお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号4－8について、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

7番（山口委員）

3月22日に小俣推進委員と確認してきました。こちらは北側が道路で、東側には住宅が建っております。境も全部確認できました。資材置場なので、フェンスが気になりなところはありますが、周りの農地には影響はないものと考えられます。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号4－9について、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

11番（斉藤委員）

3月24日に推進委員さんと現地調査へ行ってきました。南側に道路があつて、ここは伐根した跡があり、耕作していない土地だったので、転用はしようがないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第69号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第70号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-24から5-27及び5-1050から5-1053は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページから10ページを御覧ください。

收受番号5-24は、譲受人が、譲渡人が所有する田名の農地1筆、569㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、個人建設業を営んでおり、自己住宅を購入するに当たり、隣接地に新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック2段から3段積みを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立新宿小学校の北東約170mです。

続きまして、收受番号5-25は、譲受人の株式会社サクラ開発が、譲渡人が所有する磯部の農地1筆、495㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用している駐車場が手狭となったため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北側に鋼板単管パイプを設置し、南側及び西側については既設ブロックを利用する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の南東約270mです。

続きまして、收受番号5-26は、譲受人のRAYA株式会社が、譲渡人が所有する当麻の農地1筆、542㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、解体業を営んでおり、新会社設立に伴い、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、安全鋼板を設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相愛病院の南約490mです。

続きまして、收受番号5-27は、借受人の株式会社シーエム・グランシールが、貸出人が所有する大島の農地1筆、945㎡に賃借権を設定し、貸資材置場及び貸駐車

場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、近隣の建設業者からの要望により、新たに貸資材置場及び貸駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、周囲はブロック2段から3段積みを設置し、北側出入口については、万能鋼板横1段を設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は中の郷ふれあい公園の西約190mです。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の4件について御説明いたします。

収受番号5-1050は、借受人である大政興業株式会社が、貸出人が所有する緑区小倉の農地2筆、387㎡の賃借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、建築業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、資材の量が増加し、従業員用の駐車スペースに資材を置く必要があるため、新たに従業員用駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側は既設の安全鋼板を利用し、東側及び南側は安全鋼板を新設する計画です。雨水につきましては、車両進入路や駐車部分は鉄板敷きとしますが、その他の部分は土のままの状態での敷地内浸透とする計画です。申請地は向原南公園の南西約900mです。

続きまして、収受番号5-1051は、借受人である宗教法人浄光寺が、貸出人が所有する緑区吉野の農地1筆、927㎡のうちの一部413㎡に賃借権を設定し、新たに駐車場を確保するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は26ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、寺院の駐車場は敷地内に3台分と少なく、葬儀や法要、彼岸などの際、駐車スペースが不足していることから、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、コンクリートブロック1段から6段積みを設置する計画です。雨水につきましては、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は用途地域が指定されており、第一種中高層住居専用地域です。申請地はふじのこども園の北約60mです。

続きまして、収受番号5-1052は、譲受人である株式会社美都住販が、譲渡人が所有する緑区青山の農地1筆、327㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は28ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は不動産及び建設業を営んでおり、1区画の宅地として販売するための転用です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側はコンクリートブロック2段から4段を設置し、南側は既設のコンクリートブロックを利用する計画です。雨水につきましては、土のままの状態での敷地内浸透とする計画です。申請地は串川保育園の南西約100mです。

続きまして、収受番号5-1053は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区吉野の農地

1筆、88㎡の所有権移転を受け、隣接の宅地3筆163.09㎡を含み、合計251.09㎡に自己住宅を建築するための転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は30ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、緑区吉野に住む高齢となった両親の介護、世話を行う必要があるため、両親の家のすぐ近くに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設コンクリートブロック2段積みを利用及びコンクリートブロック2段積みを新設する計画です。雨水につきましては、浸透柵により敷地内浸透とし、汚水は公共下水道へ接続する計画です。申請地は用途地域が指定されており、第一種中高層住居専用地域です。申請地はふじのこども園の南東約700mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、過日、現地調査へ行っていただいておりますので、補足説明や御意見を伺いたいと思います。

收受番号5-24について、中央区担当、木下賢一委員、お願いいたします。

12番（木下委員）

3月18日に、井上推進委員と現地調査へ行ってきました。四隅の土流柵、ブロック2段から3段積みということで、区画はしっかりしておりました。雨水についても敷地内浸透ということで、資材置場、駐車場には適していると思います。御審議、お願いいたします。

議長（阿部会長）

收受番号5-25について、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

11番（斉藤委員）

3月24日に、推進委員さんと現地調査に行ってきました。申請地の左側も資材置場になっていまして、この一帯は、資材置場などで転用が進んでいるため、やむを得ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-26について、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

13番（志村委員）

3月22日に、中島推進委員と現地確認へ行ってきました。これは相模川の堤防沿いでして、この地域一帯、資材置場がたくさんございます。ここは唯一の栗の農地でしたが、転用はやむを得ないのかなと思います。境界もしっかり確認できましたし、雨水も大丈夫だと思いますので、よろしく御審議お願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-27について、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

7番（山口委員）

3月22日に、小俣推進委員と一緒に現地確認してきました。この場所は、北側が道路で、東側、西側とも住宅、南側は既に資材置場になっております。完全に囲まれてお

りまして、この写真で分かるとおおり、荒らさず、今まで作付してくれていました。しっかり管理されていたのを、感謝したいところです。ここは転用しても全く悪影響はない場所です。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1050について、城山地区担当、齋藤孝之委員、お願いいたします。

1番（齋藤委員）

20日に落合推進委員と現地に行きまして見たところ、左側が北になりますが、資材置場になっていまして、ここが空いているだけで、境も全部杭が打ってありまして、雨水は敷地内浸透ということであり、まず大丈夫ではないかと思えます。

以上です。御審議よろしく申し上げます。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1051、1053について、藤野地区担当、檜島真委員、お願いいたします。

17番（檜島委員）

推進委員の守屋さんと日程が合わず、守屋さんは3月23日、私は3月28日に現地調査をしております。まず、5-1051は、お寺さんのすぐ横、道路沿いのところということと、気になるのは、やはり以前からここは斜面で、雨水の心配はちょっとありますけれども、砂利敷きということで問題ないと思われそうですが、周りにはできるだけ迷惑をかけないようにという話です。御審議のほど、よろしくようお願いいたします。

5-1053は、場所が分かりづらい場所で、家が手前に2軒あり、その奥のところの畑で、道路が狭い状況ですが、周りに対して問題はないと思えます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1052、津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いいたします。

18番（菊地原委員）

22日に、奈良推進委員と一緒に調査に行きました。この土地、随分長い間、耕作された様子はないです。傾斜地ですけれども、二方が道路で囲まれておりまして、境もコンクリートブロックなどでしっかりしているので、問題ないかと思えます。

以上です。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番（加藤委員）

5-1050で、1点だけ教えてください。この会社はどこにあるんでしょうか。事業拡大に伴い、従業員及び来客用の駐車場が手狭になったため、新たに確保するとの説明がありましたので、近くにこの会社があるのかなと思われそうですがいかがでしょうか。

事務局（山下所長）

申請地北側隣接地に借受人の資材置場、従業員駐車場、事務所があります。

16番（加藤委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

16番（加藤委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第70号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第71号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第71号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、11ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第71号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-268から7-278は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和8年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページから13ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の11件について説明いたします。

整理番号7-268から7-270は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計3件5筆3,263㎡です。新規分の案内図は31ページから36ページを御覧ください。

続いて、整理番号7-271から7-278は、貸借の権利を更新するもので、合計8件8筆4,806㎡です。更新分については、いずれも耕作者の変更を伴うものとなります。なお、7-271の借受人は、本農業委員会が令和8年1月19日に新規就農者認定した者が初めて借り受けるものとなっています。

契約期間について、新規分は3年8か月となっていますが、7-270は、既に借り受けている残りの面積の貸借期間に合わせて2年8か月、その他更新分は従前の貸借期間を引き継いでおり、8か月または1年8か月となっています。

法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第2号ロ常時従事要件について、それぞれ150日以上で要件を満たしております。

第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者がおりません。

以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番（藤村委員）

272から278の貸借期間が短いものは、何か理由があるんですか。

事務局（武信総括副主幹）

従前の貸借期間を引き継いでおります。

5番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

5番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第71号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第72号 令和9年度県農地等の利用の最適化の推進に関

する意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程8議案第72号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第72号 令和9年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。農業委員会等に関する法律第53条第1項の規定により公益社団法人神奈川県農業会議が提出する「令和9年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見」に関し、意見を求められているため、提出する。令和8年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページから18ページを御覧ください。

県農地等の利用の最適化の推進に関する意見につきましては、公益社団法人神奈川県農業会議からの依頼に応じ、1月及び2月開催の全員協議会、2月開催の第5回農政運営委員会及び3月開催の農地利用最適化推進委員連絡会地区部会での協議を経まして、最終的に会長、副会長及び農政運営委員会委員長が文案を確認し、本日、提案するものでございます。

令和9年度税制改正要望につきましては、農業相続人が相続する農業用資産について、恒久的措置として相続税を減免するよう新たに要望するものです。

令和9年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見につきましては、資材置場等の設置に伴う隣地の日照の確保や土壌汚染の防止、50歳未満に限定されている新規就農者向けの補助制度の交付要件の緩和、農地及び農家減少に歯止めをかけるための抜本的な対策を求める等の要望を新たに盛り込んで要望するものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2番（築地原委員）

よく整理されて、会長さん、副会長さん、農政運営委員長さんの確認済みということですが、補足的説明をいただければと思います。17ページ、担い手・経営対策についての（1）農業を守るための抜本的な対策についてということで、農地を守ろう税について議論して、こういう形で最終的にまとめられたのはいいのではないかと思います。いずれにしても、抜本的対策を講ずると書いて、理由のところを書いてありますが、ぜひともここら辺をしっかりと、市、それから県、今後とも継続してやっていくことが大事だろうし、抜本的という意味合い、ここら辺をしっかりと具体化していくことを、今後、委員会でも御議論いただいたらいいかなと思います。

ちょっと気になったのは、都市農地を守ろうということだけではないと思うんですね。中山間地域での、今後の遊休農地対策、それから鳥獣被害を考えると、むしろ深刻化し

ている。それから、センサスの数字は市全体ですよ。旧津久井地域と旧相模原市区域でどうなっているのかということも押さえておいたほうがいいと思います。都市農地のみならず、相模原市は中山間地域も抱えていますから、やはり、全体の農地、担い手を守っていく観点も含めて抜本対策だろうと思いますので、そういった視点も含めて、具体化の議論を来年度以降、続けていただけたらいいのではないかと思います。こういうまとめでいいと思いますけど、継続的な取組は必要ではないかということで、意見を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

クロス集計の関係で、市の中で、例えば平場の部分と中山間地域、何かクロス集計ができますか？

事務局（清水総括副主幹）

利用状況調査の結果につきましては地区別に出せますので、旧相模原市区域と旧津久井区域という形で統計は出せると思います。

議長（阿部会長）

そういうデータが出ましたら、また皆さんと御議論をして、よりいいものにして、また、要求も掲げながら、対応、対策をしていくように図っていきたいと思います。

5番（藤村委員）

17ページの2のところ、資材置場等の設置に伴い、これ、結構でございます。随分前ですけど、やはりこの問題がここで出て、事務局で各都市の条例などいろいろ紹介していただいて、全国的に大変なことになっているということで、ただ、そのときに、国で検討しているという話があったんだけど、実は国で見たら、中で悪いことをしないか、公害を出さないか、それから、泥棒が入ってきてロンダリングみたいなことをやっているのではないかということで警察が寄与したようなことが議論になっているらしくて、我々が考えていたような日陰をつくらないでくれというような議論があまりされていないようなので、やはりこの辺は、ここに書いてあるようにつついていかなければいけないなと思いました。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局、何かありますか。

事務局（清水総括副主幹）

今、藤村委員がおっしゃられましたとおり、使用済みの金属やプラスチックの再生又は保管を行うスクラップヤードについて、国で議論が進められております。我々が目指しているのは資材置場等も含めた適正な土地利用全体の話ですので、そのごく一部に、許可制を導入するなどという話が出ております。今後、国会で議論が進んでいくようでございますので、引き続き国の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（阿部会長）

このことでは、やはり優良農地が優良でなくなったらまた困ることですので、そういうことがないように、引き続き、私たちも監視をしながら、こういう要望、要求もしながら、対応、対策を考えていくということで進めていきたいと思います。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第72号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手多数（賛成17 反対1）

議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程8議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第73号 相模原市特定事業主行動計画（相模原市職員のためのワーク・ライフ・バランス推進プラン）の策定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程9議案第73号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、19ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第73号 相模原市特定事業主行動計画（相模原市職員のためのワーク・ライフ・バランス推進プラン）の策定について。相模原市特定事業主行動計画（相模原市職員のためのワーク・ライフ・バランス推進プラン）を策定する。令和8年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20ページから53ページを御覧ください。

特定事業主行動計画（相模原市職員のためのワーク・ライフ・バランス推進プラン）は、平成31年度に策定した相模原市職員のための仕事と家庭の両立応援プランの計画期間の満了に伴い、全ての職員が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮し、自らの希望に応じた形でワーク・ライフ・バランスを実現することを目的として、相模原市長、相模原市議会議長らとともに、農業委員会も連名で策定するものです。

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

取組内容といたしましては、働きやすい環境づくり、職員の仕事と家庭生活との両立への支援、女性職員のキャリア形成支援につきまして、数値目標を定め、目標達成に向け、積極的な取組を進めていきます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第73号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第73号については、原案のとおり決定いたしました。

リティを確保するための方針の策定について

議長（阿部会長）

続きます。日程 10 議案第 74 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、54 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 74 号 相模原市農業委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について。相模原市農業委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針を策定する。令和 8 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、55 ページから 57 ページを御覧ください。

この議案は、3 月 12 日、13 日開催の農地利用最適化推進委員連絡会地区部会で御審議いただいたもので、地方自治法の改正により、市に限らず、当局を含めた執行機関についても、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づき、必要な措置を講ずる必要が発生したため、国が作成した指針に基づき、定めるものです。なお、本方針につきましては、市が当局を含めた各執行機関の方針を取りまとめて公表することとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 74 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 10 議案第 74 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 7 5 号 相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改

正する規程について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 1 議案第 7 5 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、58 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 7 5 号 相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程について。相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する。令和 8 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、59 ページから 65 ページを御覧ください。

この議案は、農業委員会の権限に属する事務の専決等の事務処理について必要な事項を定める相模原市農業委員会事務専決規程について、会長及び事務局長の専決事項の見直しに伴い、改正を行うものでございます。

改正箇所は、第 4 条第 1 項第 3 号及び 5 号並びに第 6 条第 1 項第 4 号から第 6 号で、会長及び事務局長の専決事項を追加するものです。また、本条、本則第 6 号及び第 6 条第 1 項第 7 号は、専決事項の見直しに伴い、所要の改正をするものです。なお、新旧対照表がありますので、御確認ください。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 5 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程11議案第75号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 7 6 号 事務局職員の任免について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 2 議案第 7 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、66 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 7 6 号 事務局職員の任免について。令和 8 年 4 月 1 日付けで、次のとおり事務局職員を任免する。事務職員 眞柄仁美。相模原市農業委員会事務職員に任命する。農業委員会事務局長兼次長に補する。事務職員 清水正之。農業委員会事務局主幹に補する。事務職員 菊地原 央。教育委員会へ出向を命ずる。令和 8 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

本案件につきましては、眞柄仁美新事務局長兼次長、清水正之新主幹の任命及び菊地原央現事務局長兼次長の出向に関するもので、農業委員会等に関する法律第 2 6 条第 3 項で職員は農業委員会が任免すると規定されておりますが、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 1 号で、管理職以外の職員については会長専決となっていることから、管理職職員の任免について提案するものです。なお、事務局職員全体の体制につきましては、後ほど全員協議会で御説明申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 6 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 7 6 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 報告第 7 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて

日程 1 4 報告第 7 5 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 5 報告第 7 6 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について

日程 1 6 報告第 7 7 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止に
ついて

日程 1 7 報告第 7 8 号 非農地証明書の発行について

日程 1 8 報告第 7 9 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す
る調査結果の報告について

日程 1 9 報告第 8 0 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程 2 0 報告第 8 1 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（山下所長）

補足説明をさせていただきます。

まず、報告第 7 5 号農地所有適格法人の報告についてでございます。7 5 ページをお開きください。

2 の（2）の売上高の欄を御覧ください。当該法人の合同会社七海交易ですが、農地所有適格法人としては令和 7 年 2 月に参入しておりますので、1 年前及び 2 年前の実績が空欄となっているものです。

次に、報告第76号解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告についてでございます。79ページから82ページを御覧ください。

株式会社トラスの令和6年12月1日から令和7年11月30日までの報告と、令和7年12月1日から12月31日までの報告になります。従事日数がいずれも10日で、作付面積も0㎡となっておりますが、親の介護に加え、従事者である代表取締役本人が病気になってしまったことから、除草作業及び農地整備の作業のみ行ったものです。なお、当該3筆は令和7年12月31日で利用権設定の終期となりましたが、自分の体調、親の介護を踏まえ、更新はしておらず、農業から撤退し、廃業するとのことでした。

次に、報告第78号非農地証明書の発行についてでございます。86ページを御覧ください。

番号10-1052の次が10-1054となっております、10-1053が飛び番となっております。書類が揃っておりませんでしたので番号をつけましたが、一部の書類に不備があり、全書類を返却し、修正して再提出するよう指示したところ、再三催促しておりますが、未だに提出がない状況ですので、飛び番となってしまったものです。

以上で補足説明を終わります。

議長（阿部会長）

補足説明がありました。委員の皆様から、御質疑も含めて伺いたいと思っておりますが、御発言がございましたら、お願いいたします。

5番（藤村委員）

71ページ一番下の売上高が多いのは、非常にいいことだが、3反でこの売上高の理由を教えてください。

事務局（武信総括副主幹）

こちらの法人につきましては、富士河口湖町と富士宮市に所有農地が約7万㎡ありますので、それを活用した落花生や大根、あとは堆肥の販売などを行っているため、報告書の売上高になっております。

5番（藤村委員）

できれば、それが書いてあるといい。

事務局（武信総括副主幹）

市内の報告書になりますので、市内分のみの記載となります。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程13報告第74号から日程20報告第81号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第14回総会は、令和8年4月30日木曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第13回総会を終了いたします。